

議案第 95 号

市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する変更施行協定について

市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定について、次のとおり変更協定を締結したいので、市議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大久保 博

記

- 1 件名 市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する変更施行協定
- 2 施行場所 市川市八幡 1 丁目 6 番～八幡 5 丁目 8 番地先
- 3 協定金額 全体協定額 2, 469, 000, 000 円
市川市負担額 2, 467, 200, 000 円
- 4 協定相手方 東京都墨田区押上 1 丁目 10 番 3 号
京成電鉄株式会社
取締役社長 三枝紀生
- 5 協定概要 市川都市計画道路 3・4・18 号と京成本線の立体交差部の工事に関し、鉄道運行の安全確保と工事の安全管理のため、鉄道管理者である京成電鉄株式会社と施行協定を締結し、鉄道軌道敷直下の横断ボックスカルバート築造工事を施工しているが、この箇所と接続する南側立坑内ボックスカルバートの築造および北側擁壁（ポンプ室）の築造工事を追加委託するものです。

理 由

既定予算に基づく都市計画道路 3・4・18 号京成線直下横断部築造整備事業委託について、京成電鉄株式会社との間に施行協定の一部を変更する協定を締結したいので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 27 号）第 2 条の規定により提案するものである。

議案第 95 号の参考 1

市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する変更施行協定書（案）

市川市（以下「甲」という。）と京成電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、平成 22 年 6 月 21 日付で締結した市川都市計画道路 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定書（以下「施行協定書」という。）について、第 7 条に基づき、次のとおり変更施行協定を締結する。

（工事範囲及び工程の変更）

第 1 条 施行協定書第 2 条の工事の範囲について別添「工事施行範囲図」を「工事施行範囲図（2）」に、工程について別添「工事工程表」を「工事工程表（2）」に変更する。

（工事内容の追加）

第 2 条 施行協定書第 3 条の工事内容に以下を追加する。

- ・南側立坑内ボックスカルバートの築造
- ・北側擁壁の築造

（工事に要する費用及び負担の増額）

第 3 条 施行協定書第 4 条第 1 項の概算総額に 263,000,000 円を、うち取引に係る消費税相当額に 12,417,609 円を、同条第 2 項の甲の負担額に 263,000,000 円をそれぞれ増額し、別添「工事費概算額調書」を「工事費概算額調書（2）」に変更する。

(施設物財産の帰属及び保守・管理の変更)

第4条 施行協定書第8条の別添「施設物財産帰属図及び保守・管理図」を
「施設物財産帰属図及び保守・管理図(2)」に変更する。

(用地占用の変更)

第5条 施行協定書第11条第1項の別添「用地占用範囲図」を「用地占用
範囲図(2)」に変更し、甲、及び乙は、「用地占用範囲図(2)」に
示す範囲について、施設が存続する限り、それぞれ無償で占用できる
ものとする。

この変更施行協定締結の証しとして、本書2通を作成し、甲乙記名押印
のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 月 日

千葉県市川市八幡1丁目1番1号
甲 市川市
代表者 市長 大久保 博

東京都墨田区押上1丁目10番3号
乙 京成電鉄株式会社
取締役社長 三枝紀生

議案第95号の参考2

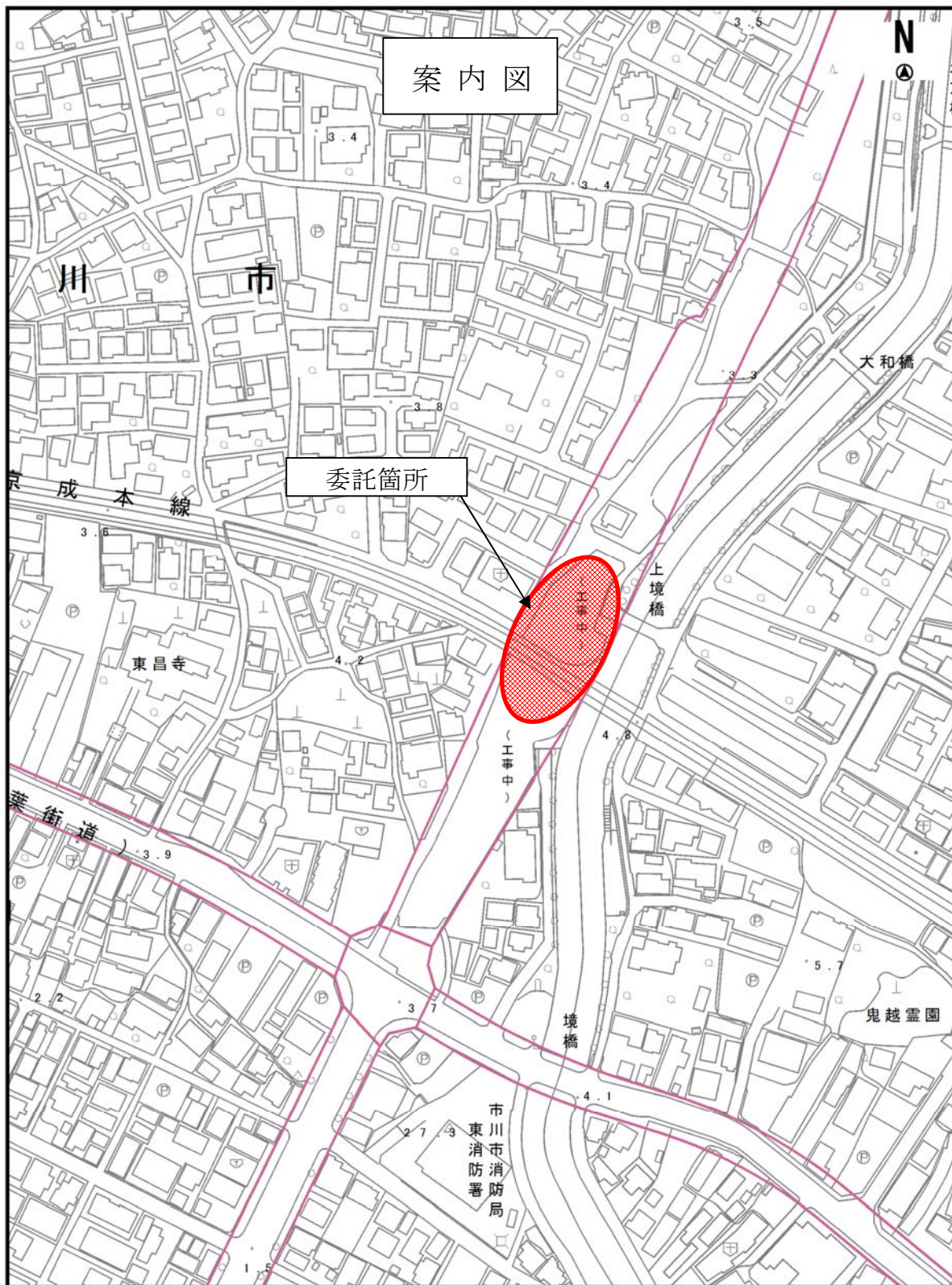
新旧対照表（議案表題部分）

	変更前 (平成22年6月11日議決 議案第7号)	変更後 (平成25年2月定例会上程 議案第95号)
件名	市川都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定について	市川都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する変更施行協定について
協定金額	2,206,000,000円	2,469,000,000円
市負担額	2,204,200,000円	2,467,200,000円
協定概要	市川都市計画道路3・4・18号と京成本線の立体交差部の工事に関し、鉄道運行の安全確保と工事の安全管理のため、鉄道管理者である京成電鉄株式会社と施行協定を締結し、鉄道軌道敷直下の横断ボックスカルバート築造工事を委託するものです。	市川都市計画道路3・4・18号と京成本線の立体交差部の工事に関し、鉄道運行の安全確保と工事の安全管理のため、鉄道管理者である京成電鉄株式会社と施行協定を締結し、鉄道軌道敷直下の横断ボックスカルバート築造工事を施工しているが、この箇所と接続する南側立坑内ボックスカルバートの築造および北側擁壁（ポンプ室）の築造工事を追加委託するものです。

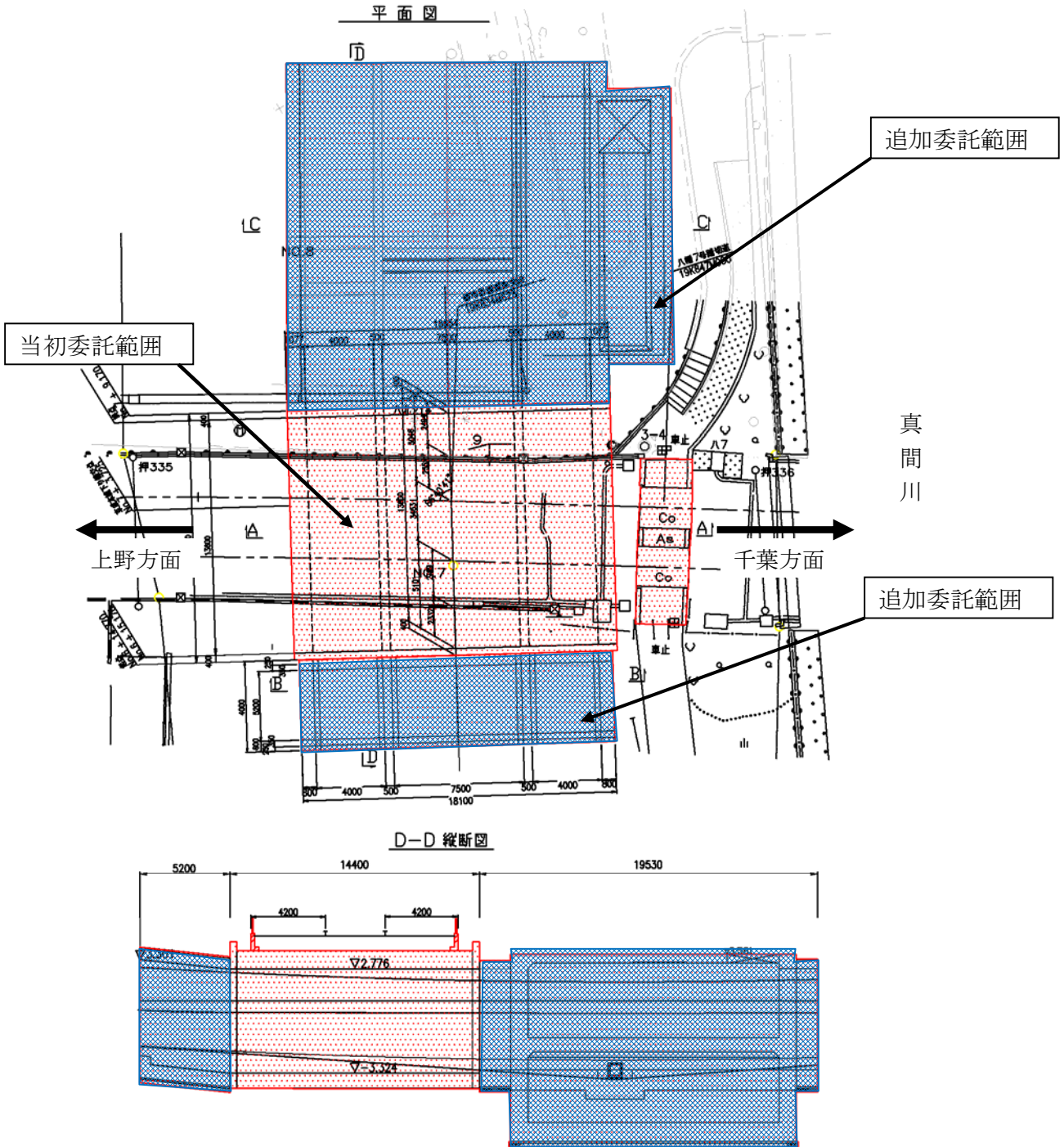
新旧対象表（施行協定抜粋）

主な 変更箇所	変更前	変更後
協定名称	市川都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定	市川都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事に関する変更施行協定
協定前文	市川市（以下『甲』という。）と京成電鉄株式会社（以下『乙』という。）は、市川都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業（以下『工事』という。）について、平成14年3月25日付で締結した「覚書」に基づき、次のとおり施行協定を締結する。	市川市（以下「甲」という。）と京成電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、平成22年6月21日付で締結した市川都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線と京成本線（京成八幡～鬼越駅間）の立体交差事業 京成本線直下横断部築造工事施行協定書（以下「施行協定書」という。）について、第7条に基づき、次のとおり変更施行協定を締結する。
第2条	工事の位置、範囲及び工程は、別紙図書のとおりとする。	施行協定書第2条の工事の範囲について別添「工事施行範囲図」を「工事施行範囲図（2）」に、工程について別添「工事工程表」を「工事工程表（2）」に変更する。
第3条	工事は乙が施行するものとし、その内容は次のとおりとする。 ・交差部ボックスカルバートの施工 ・鉄道施設の防護 ・踏切（京成八幡第7号踏切道）の撤去	施行協定書第3条の工事内容に以下を追加する。 ・南側立坑内ボックスカルバートの築造 ・北側擁壁の築造
第4条第1項	乙が施行する工事に要する費用（以下『工事費』という。）は、別添工事費概算額調書のとおり、概算総額2,206,000千円とし、消費税相当額99,510千円を含むものとする。	施行協定書第4条第1項の概算総額に263,000,000円を、うち取引に係る消費税相当額に12,417,609円を、それぞれ増額し、別添「工事費概算額調書」を「工事費概算額調書（2）」に変更する。
第4条第2項	甲 2,204,200千円	同条第2項の甲の負担額に263,000千円を増額し、2,467,200千円とする。

議案第95号の参考図1



平面図 (施工範囲図)



断面図

